

あわら市の地域自立支援

申請から利用までの流れ

- ①市健康長寿課または地域包括支援センター、民生委員までご相談ください。
- ②申請書に基づき利用の可否を決定します。
- ③利用決定通知をお送りします。

■必要書類

- ・緊急通報体制整備事業利用申請書

自己負担額

月 8 4 3 円（偶数月に口座振替）

令和 2 年度受託事業者

協同組合 福祉ふれあいセンター

住所 福井市米松 1 丁目 15-1 米松ビル 2 階

電話 6 0 - 0 0 0 1

【お問い合わせ先】

あわら市健康長寿課 高齢福祉グループ 電話 7 3 - 8 0 2 2



あわら市の地域自立支援

『万が一』に備え緊急通報装置を知ろう！

1ヶ月利用料
843円(消費税込)

お客様宅



ペンダント



緊急通報装置は24時間365日対応しています。

急病やケガをしたら『緊急』ボタンを押しましょう。

必要に応じ救急車を要請します。

同時に警備員も駆けつけます。

(協)福祉ふれあいセンター



お客様が、お身体が辛い時やケガなど緊急事態が発生した場合、緊急通報装置の『緊急』ボタンまたはペンダントのボタンを押すことで、福祉ふれあいセンターに繋がりと、警備員がお客様宅へ出動し必要に応じて救急車を要請します。

<ペンダントとは>

装置の緊急ボタンを押さなくてもペンダントのボタンを長押しで、受信センターに繋がりと、隊員が駆けつけます。

ご家族の方などに連絡します。

<その他の対応>

- ・健康や日常生活における相談
健康について看護師が対応します。
- ・ふれあいコール
月1回ご利用様にお電話し、体の体調を含めた安否の確認を致します。

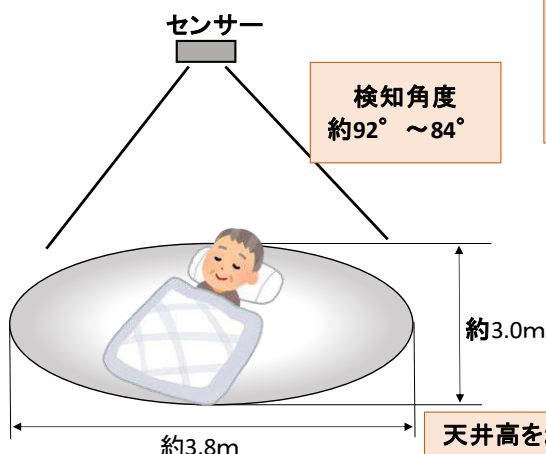
<生活反応センサーとは>

安否送信センサー

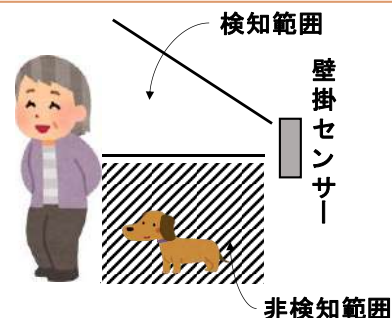


センサーは人の体温の動きを検知し、設定時間内(4:00～11:00)に動きがなければセンターに自動通報します。通報を受けたセンターから利用者宅へ確認の電話をし、無応答なら親族または連絡者に確認します。それでも利用者の安否確認ができなければ利用者宅へ出動します。(センサーの検知時間は各市町村で設定が違います。)

センサー検知範囲



・ペットによる非検知範囲を確保 ※検知誤報を防ぐ
(センサーレンズの半分を遮断し、人を検知するため範囲を制限)



あわら市の地域自立支援

食の自立支援事業（給食サービス）

定期的に配食サービスを実施するとともに、訪問の際、その安否を確認し、健康状態等に異常があった場合は関係機関への連絡等を行います。

対象者

在宅で単身世帯・高齢者のみの世帯に属し下記のいずれかにあてはまる人が対象です。

- 65歳以上で、介護保険の対象にはならないが、低栄養状態のおそれのある人
- 65歳以上で要支援・要介護状態、障がい、疾病等により調理が困難で、食に関連する支援が必要な人

内容

- ・毎週水曜日の昼食時に、配食ボランティアがお弁当を対象者の自宅へお届けします。
※水曜日が5回ある月は休みとなる週があります。
※お盆、年末年始、祝日により曜日を変更または休止する場合があります。
- ・11時から12時の間に配達をします。消費期限は当日12時30分です。
- ・弁当は対象者本人に直接お渡しします。配達時に対象者が不在の場合、担当ケアマネジャー等の緊急連絡先に連絡を行います。



弁当の一例



弁当の掛け紙は、
メッセージボランティアによる
手作りです。

あわら市の地域自立支援

申請から利用までの流れ

- ①地域包括支援センターまたは民生委員・児童委員までご相談ください。
- ②相談者（主に民生委員・児童委員）が、対象者の心身の状況について聞き取り調査（アセスメント）を行い、必要書類を市健康長寿課に提出します。
- ③調査結果に基づき、利用の可否について市が決定します。
- ④利用決定通知をお送りします。

◇必要書類

・食の自立支援事業利用申請書

※要介護認定のない方は健康チェックリストの提出も必要

自己負担額

■市民税課税世帯・・・５００円（１食当たり）

■市民税非課税世帯・・・２５０円（１食当たり）

※毎年６月末に課税、非課税世帯の見直しを行い、７月分より見直し後の自己負担額を適用します。

※利用料は、３か月ごとに口座振替でのお支払いとなります。

※前日１５時以降のキャンセル（前日が土日祝日の場合は前営業日の１７時１５分まで）及び消費期限までに弁当をお渡しできなかった場合は、キャンセル料（全額）が発生します。

【お問い合わせ先】

あわら市健康長寿課 高齢福祉グループ

電話 ７３－８０２２

あわら市健康長寿課 あわら地域包括支援センター

電話 ７３－８０４６

（委託）あわら市社会福祉協議会 地域支援係

電話 ７３－２２５３



弁当配達の様子

弁当の調理はボランティアグループによるものと、調理業者によるものがあります。

あわら市の地域自立支援

生活・介護支援サポーター事業

生活・介護支援サポーターを養成し、地域住民で高齢者の生活を支え合う地域社会づくりを推進するとともに、活動に参加することによりサポーター自身の介護予防も促進します。

支援の対象者

- (1) あわら市在住の高齢者等のみの世帯・高齢者等で日中独居者・介護保険第2号被保険者で要支援・要介護認定者
 - (2) その他、あわら市長が利用を認めた世帯
- ※介護保険を利用していない方も本事業の利用ができます。

内 容

○サポーターが行う支援活動は、次に掲げる活動等とします。

- (1) 安否確認
- (2) 健康状態の確認（声かけによる心身の活気・表情等の確認）
- (3) 環境整備（換気、室温、日当たりの調整等）
- (4) 相談援助並びに情報の収集及び提供
- (5) 日常生活行為における援助（生活消耗品の交換等の簡単な支援）
- (6) 健康教室等通所事業の利用者の活動支援
- (7) 前各号のほか、市長が特に必要と認めた活動

※介護保険の給付の対象となるもの、介護予防・日常生活支援サービス事業の他サービス及び車椅子等移動補助具の操作を含む身体介助行為を除きます。

※生活・介護支援サポーター養成講座（あわらふくし塾）を全て受講し、市に登録をした方がサポーターとして支援活動を行っています。

○利用できるのは、平日8時30分から17時00分の間です（土日祝日を除く）。

○利用者1人あたり、1回1時間以内、1日に2回まで、1週間に4回までとします。

○活動場所は、利用者の自宅（施設は除く）とします。

申請から利用までの流れ

- ①市健康長寿課・地域包括支援センターまでご相談ください。
 - ②申請書に基づき利用の可否を決定します。
 - ③利用決定通知をお送りします。
- 必要書類 生活・介護支援サポーター事業利用申請書

あわら市の地域自立支援

自己負担額

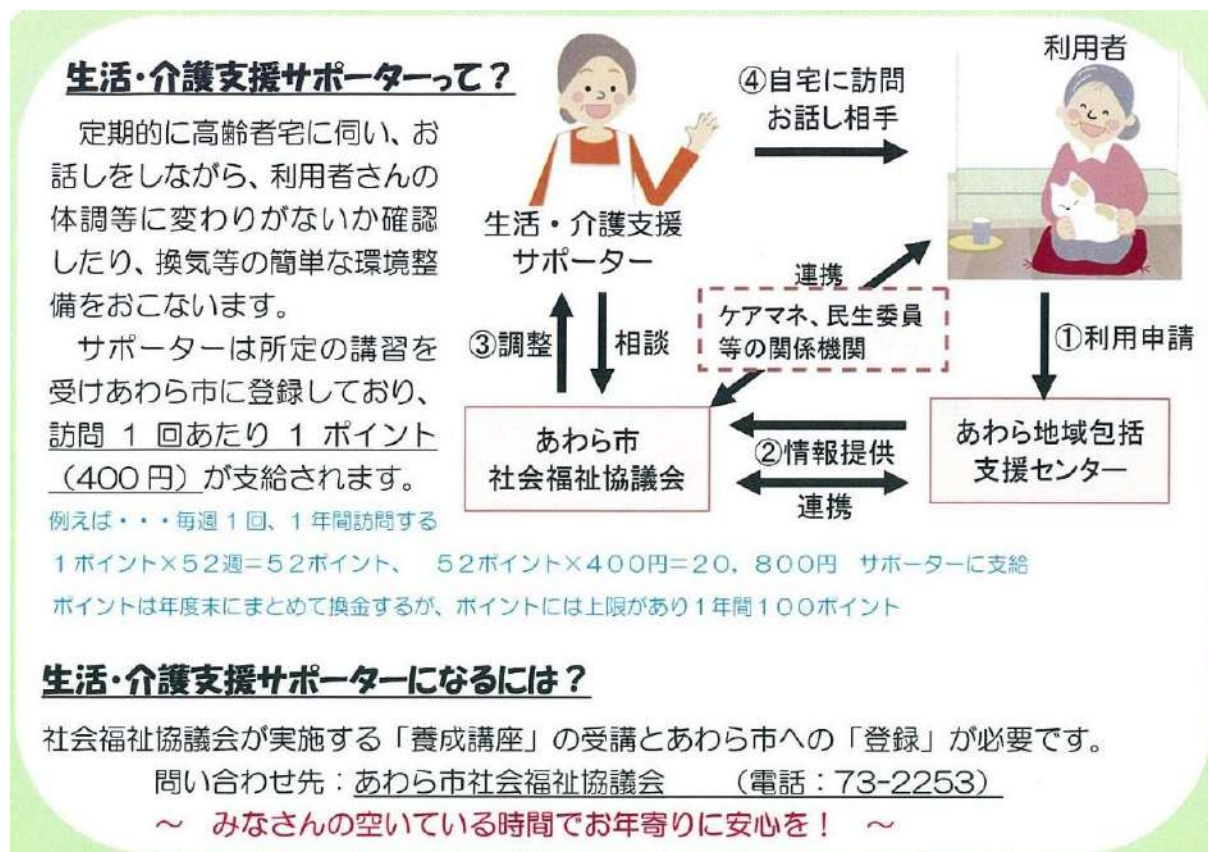
無料

【お問い合わせ先】

あわら市健康長寿課 介護支援グループ
(委託) あわら市社会福祉協議会 生活支援係

電話 73-8022

電話 73-2253



あわら市の地域自立支援

認知症サポーター養成講座

認知症の人と家族への応援者である認知症サポーターを養成し、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを目指します。

対象者

養成講座を希望する一般市民、企業、団体等が対象です。

※市内に在住、在勤または在学する人で構成された１０名以上の団体から開催できます。

内 容

認知症に対する正しい知識と具体的な対策方法等を市民に伝える「キャラバン・メイト」が講師となり、認知症の理解・認知症の予防・認知症の方との接し方などを講義で学びます。

時間は６０分～９０分です。

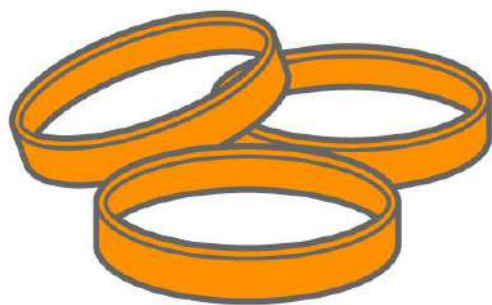
受講者にはテキストとオレンジリングを配布します。

認知症サポーターを養成する講座の講師依頼や調整、謝礼の支払いは、市健康長寿課が行います。

※会場使用料は自己負担です。

【お問い合わせ先】

あわら市健康長寿課 介護支援グループ 電話 ７３－８０２２



あわら市の地域自立支援

認知症初期集中支援チーム

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築することを目的としています。

対象者

40歳以上で在宅生活をしており、かつ認知症が疑われる方、又は認知症の方で以下の1、2のいずれかの基準に該当する方を訪問支援の対象者とします。

- 1 医療サービス、介護サービスを受けていない方、または中断している方で以下のいずれかに該当する方
 - (1) 認知症疾患の臨床診断を受けていない方
 - (2) 継続的な医療サービスを受けていない方
 - (3) 適切な介護保険サービスに結びついていない方
 - (4) 診断されたが介護サービスが中断している方
- 2 医療サービスや介護サービスを受けているが、認知症の行動、心理症状が顕著なため、介護者が対応に困っている方

相談方法

地域包括支援センターにて相談を受け付けています。

相談受付の際には、事業における訪問支援対象者の要件に当てはまるのかを確認します。

対応の流れ

- ①認知症初期集中支援チームは、認知症サポート医、保健師、社会福祉士で構成しています。
- ②主に保健師、社会福祉士が対象となる方のご自宅を訪問します。
- ③チームでご本人やご家族の状況に合わせた対応方法を検討し、病院受診やサービスの利用、ご家族の介護負担軽減などの初期支援を集中的に（およそ6か月間）行います。

【お問い合わせ先】

あわら市健康長寿課 あわら地域包括支援センター 電話 73-8046

あわら市の地域自立支援

福祉タクシー助成事業（チケット）

自動車を運転できない重度身体障がい者、重度知的障がい者、重度精神障がい者がタクシーを利用する際に使用できる、乗車券を交付します。

乗車券 1 枚につき 500 円を助成します。乗車券は、乗車料金を超えない範囲で、乗車 1 回ごとに複数枚利用できます。

対象者

- ①身体障害者手帳 1 級、2 級、3 級の人
- ②療育手帳 あわら市重症心身障害児（者）福祉手当支給要綱に該当する者
- ③精神障害者保健福祉手帳 1 級または 2 級の人

※市内に住所がある方が対象です。

※施設に入所している方も利用が可能です。

※ただし、自ら自動車を所有し、運転する人は対象になりません。

申請方法

毎年 4 月 1 日から受け付けを開始します。

下記の物をお持ちの上、市福祉課の窓口にお越しください。要件を確認の上、乗車券を交付します。ただし、土曜日、日曜日、祝日は交付できません。

- ・あわら市福祉タクシー乗車券交付申請書兼受領書
- ・身体障害者手帳・療育手帳・精神保健手帳

乗車券の交付枚数

対象者 1 人につき、年間 1 冊（36 枚つづり）を交付します。

年度途中に交付申請した場合は、月割りでの枚数を交付します。

申請月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
交付枚数	36 枚	33 枚	30 枚	27 枚	24 枚	21 枚	18 枚	15 枚	12 枚	9 枚	6 枚	3 枚

※乗車券の交付は、年度毎に 1 回に限ります。紛失した場合でも、再交付はできません。

乗車券の返納について

次のいずれかに該当したときは、未使用の乗車券を添えて返納届をご提出ください。

- ・利用者が死亡したとき
- ・障害の程度の変更により、対象者ではなくなったとき
- ・あわら市外へ転出したとき

あわら市の地域自立支援

利用できるタクシー会社等一覧

一般タクシー	
あわら観光株式会社	株式会社 金津相互タクシー
有限会社 高橋タクシー	ケイカン交通株式会社
都タクシー株式会社	有限会社 温泉タクシー
福井都タクシー株式会社	福井タクシー株式会社
福井交通株式会社	福井県タクシー協会に加盟している事業者

介護タクシー	
介護タクシー青い鳥	ほっとさーぶ
あさひ介護タクシー	たかの介護タクシー
あおやま介護タクシー	株式会社夕陽
かもめ CareTaxi	株式会社ハート&ハート
福井県タクシー協会に加盟している事業者	

※介護タクシーとは、ヘルパーの資格と併せて、普通第2種免許の資格を持つスタッフが送迎をするサービスです。車両への乗降時の介助、ベッドから車椅子への移乗、病院（受付）までの付き添い介助も行います。

※料金、距離制運賃、時間制運賃、運賃割引など詳細については、必ず事業所に問い合わせをして情報を確認してください。

【お問い合わせ先】

あわら市福祉課 福祉総務グループ 電話 73-8020

あわら市の地域自立支援

あわら市乗合タクシー（デマンドタクシー）

お近くの停留所から目的地近くの停留所まで、直接お出かけできるシステムです。簡単な登録でどなたでもご利用いただけます。

登録について

①登録申請書に必要事項を記入し、あわら市生活環境課へ提出してください。

※登録申請書は市生活環境課、芦原分室、市内の公民館にあります。

あわら市のホームページからもダウンロードできます。

②登録証を発行します。

運行について

■運行時間

8時から17時まで

※ただし、障害者の通勤利用に限り、7時からの運行となります。

■当日の予約受付時間

8時から16時20分まで

■運行曜日

月曜日から土曜日（日曜日、祝日、年末年始12月29日から1月3日は運休）

利用方法

乗車する前に乗合タクシーの登録申請が必要です。

停留所等のご利用に関する詳細につきましては、生活環境課にお問い合わせください。

配車の予約は、予約センター0120-548-928へ電話してください。

あわら市の地域自立支援

利用料金および割引について

区分	1人で乗車	2人で乗車	3人以上で乗車
大人（一般）	600円	300円	200円
65歳以上の高齢者 小児（小学生） 身体障害者手帳・療育手帳・ 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	400円	200円	100円

■割引について

- ・65歳以上で運転免許を自主返納された方等は、福井県公安委員会から発行される「申請による運転免許の取消通知書」または「運転経歴証明書」のコピーを生活環境課に提出すると、100円引きで利用できるようになります。
- ・JR定期券、京福バス定期券、えちぜん鉄道定期券の利用者は、定期券を乗車員に提示すると100円引きで利用できます。

※上記割引を重複して受けることは出来ません。

※3人以上で乗車の場合は、上記割引の適用外となります。

利用上の注意

- ・停留所以外での乗車／降車はできません。
（用事を済ませるため、一時下車して車両を待機させることもできません。）
- ・予約した時間までに停留所でお待ちください。
（予約時間を過ぎても乗車停留所にいない場合や連絡がつかない場合はキャンセルとなります。）
- ・予約をせず、到着した乗合タクシーに乗車することはできません。
- ・予約した内容に変更がある場合やキャンセルする場合はすぐに予約センターへお電話ください。
- ・一人でご予約した場合でも、他の人と乗り合うことがあります。
- ・状況によっては、ご希望に添えない場合がありますので、ご注意ください。

【お問い合わせ先】

あわら市生活環境課 生活グループ 電話 73-8017

あわら市の地域自立支援

予約方法

乗車予定日の1週間前から1時間前まで受け付けます。
ただし、病院・医院・歯科・整骨（接骨）院からの予約に限り40分前まで受け付けます。当日の予約受付時間は午前8時から午後4時20分までです。

◆予約の仕方◆

予約センター電話番号 0120-548928 こよやくには（予約センター）へ電話します。



◆利用上の注意◆

- ・ 停留所以外での乗車・降車はできません。
（用事を済ませるため、一時下車して車両を待機させることもできません。）
- ・ 予約した時間までに停留所でお待ちください。
（時間厳守をお願いします。予約時間を過ぎても乗車停留所にいない場合や連絡がつかない場合はキャンセルとなります。）
- ・ 予約をせず、到着した乗合タクシーに乗車することはできません。
- ・ 予約した内容に変更がある場合やキャンセルする場合はすぐに予約センターへお電話ください。
- ・ 一人でご予約した場合でも、他の人と乗合うことがあります。
- ・ 状況によっては、ご希望に添えない場合がありますので、ご注意ください。

あわら市の地域自立支援

自動車改造費助成

重度身体障害者の社会参加の促進と介護者の負担軽減を図るため、自動車の改造する際に経費の一部を助成します。改造する前に必ずお問い合わせください。

対象者

あわら市に住所がある方で、上肢、下肢、体幹機能の障害により身体障害者手帳 1～2 級以上の交付を受けている方

※ただし、一定の所得以上の人は対象になりません。

対象経費

- ・ 重度身体障害者が自ら所有し、運転する自動車の操向装置および駆動装置などの改造に要する経費
- ・ 重度身体障害者（児）と同居する介護者が所有し、障害者の通院などのため使用する自動車を、容易に乗降できるよう改造する経費

助成限度額

上限 100,000円

申請に必要な物

- ・ 身体障害者手帳
- ・ 自動車改造費助成申請書
- ・ 運転免許証、車検証
- ・ 改造費見積書
- ・ 印鑑

【お問い合わせ先】

あわら市福祉課 福祉総務グループ 電話 73-8020

あわら市の地域自立支援

ハートフル専用パーキング(身体障害者等用駐車場)利用証制度

歩行が困難な障害者や高齢者、けが人、妊産婦などが優先的に利用できる駐車スペースとして、公共施設やショッピングセンターなどの出入り口付近にハートフル専用パーキング(障害者用駐車場)が設けられています。利用を希望する人は、事前に申請し、利用証の交付を受ける必要があります。利用の際は、交付された利用証を車のルームミラーにつり下げるなどして提示してください。

対象者

- ・身体障害者

身体障害区分		等級
視覚障害		4 級以上
聴覚障害	聴覚障害	該当なし
	平衡機能障害	5 級以上
音声言語機能障害		該当なし
肢体不自由	上肢	2 級以上
	下肢	6 級以上
	体幹	5 級以上
脳病変による運動機能障害	上肢機能	2 級以上
	移動機能	6 級以上
心臓、腎臓、肝臓、呼吸器、膀胱・直腸、小腸の障害	心臓機能障害	4 級以上
	腎臓機能障害	
	肝臓機能障害	
	呼吸器機能障害	
	膀胱直腸・小腸機能障害	
免疫機能障害		4 級以上

- ・知的障害者 療育手帳の障害程度欄「A」
- ・介護保険の要介護状態区分「要介護1」以上
- ・難病患者 特定医療費(指定難病)受給者
- ・けが人 車いすやつえなどの使用期間
- ・妊産婦 母子手帳取得時～産後6カ月

あわら市の地域自立支援

申請に必要な書類

対象者	持参するもの
身体障害者	身体障害者手帳
知的障害者	療育手帳
高齢者	介護保険被保険者証
難病患者	特定医療費（指定難病）受給者証
けが人	身分証明書、診断書の写し
妊産婦	母子手帳

【お問い合わせ先】

坂井健康福祉センター あわら市春宮二丁目 21 番 17 号 73-0622



あわら市のその他の事業

いきいきテラスいちひめ(市姫荘)のお風呂

高齢者等の健康維持・増進のため、入浴施設を運営しています。

対象者

- ① 60歳以上のあわら市民
- ② その他あわら市長が利用を認めた身体障害者

営業日時

毎週火・水・木・金 13時～15時

※年末年始・祝日及びメンテナンスのための休業を除く

※詳細は「広報あわら」(いきいきテラスいちひめ利用日)に掲載。

利用料

無料

送迎

芦原地区の利用者は、送迎ワゴンを利用することができます。

あわら湯のまち駅13時30分発 → いきいきテラスいちひめ13時40分着

いきいきテラスいちひめ14時40分発 → あわら湯のまち駅14時50分着

※送迎の途中乗車・途中下車は出来ません。

場 所

あわら市市姫2丁目31-6 いきいきテラスいちひめ(市姫荘)

備 考

浴場には固形石鹸と風呂おけ、浴用椅子が備え付けてあります。

タオルやシャンプーは、各自でご持参ください。

貴重品用のロッカーはありません。(貴重品の保管はできません。)

入浴中の見守りはありません。



【お問い合わせ先】

あわら市健康長寿課 高齢福祉グループ

電話 73-8022

(指定管理) あわら市社会福祉協議会 総務企画課

電話 73-2253

あわら市社会福祉協議会の事業

あわら市社会福祉協議会とは

社会福祉協議会は、社会福祉活動の推進を目的とした民間組織です。昭和 26 年（1951 年）に制定された社会福祉事業法（現在の「社会福祉法」）に基づき、それぞれの都道府県、市区町村で設置されています。

社会福祉協議会は、地域に暮らす皆さまのほか、民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の人びとが住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざしたさまざまな活動を行っています。

あわら市社会福祉協議会とは

あわら市社会福祉協議会は平成 16 年に芦原町社会福祉協議会と金津町社会福祉協議会が合併し誕生しました。本部に総務企画課、地域福祉課を置き、いきいきテラスいちひめ（老人福祉センター市姫荘）と金津雲雀ヶ丘寮の 2 つの施設をあわら市より指定管理を受けて運営しています。

事業内容

「認め合い 支え合い みんなが輝く福祉のまちづくり」を基本理念とし、誰もが安心して暮らし続けられる地域づくりのために住民一人ひとりが持てる力をつなぎ合わせ、みんなが輝きとともに生きる地域づくりを目指す「地域福祉活動計画」を策定しています。計画に基づき、次のページから紹介する地域福祉事業を行っています。



あわら市社会福祉協議会の事業

毎日型食事サービス

在宅高齢者等が健康で自立した在宅生活を継続できるよう、昼食を毎日届け、食生活の安定と健康維持、安否確認を行います。

対象者

あわら市に居住し、次に該当する方が対象です。

- ①要介護又は要支援の認定を受けているおおむね65歳以上の高齢者のみの世帯で、
本人が調理と買い物が困難な方等
- ②障害手帳保持者で、本人及び家族が調理と買い物が困難な方等

内 容

昼食を毎日届け、本人への手渡しにより食生活の安定と健康維持、安否確認を行います。
元日（1月1日）の配達を除きます。きざみ食の対応も可能です。

利用料

1食につき500円 副食（おかず）のみ450円

前日16時以降や当日のキャンセルは、キャンセル料が発生します。

申請からサービス利用までの流れ

- ①利用申請書に記入し、担当ケアマネジャーを通して申し込んでください。
- ②食事サービス担当者と担当ケアマネジャーと一緒に申込者宅を訪問し、事前調査を行います。
- ③調査結果を検討し、サービス利用の可否を決定します。

【お申し込み先・お問い合わせ先】

あわら市社会福祉協議会 金津雲雀ヶ丘寮 電話73-0144



あわら市社会福祉協議会の事業

毎日型食事サービス 献立例

普通食



きざみ食



ごはん 180g・・・297kcal

おかずのみ・・・404kcal

あわら市社会福祉協議会の事業

ひばりヶ丘ステーション（福祉有償運送）

対象者

あわら市内に居住し、公共交通機関を単独で利用することが困難であり、他からの移送支援が得られない方（原則）が対象です。

- ①介護保険法第19条にいう「要介護認定者」または「要支援認定者」
- ②身体障害者福祉法第4条にいう「身体障害者」
- ③その他肢体不自由、内部障害（人工透析含む）、知的障害者、精神障害者、他の障害（発達障害、学習障害を含む）を有する方等

内 容

- ・運 行 日 国民の休日、年末年始を除く毎週月曜日から金曜日まで
 - ・運行時間 9時から17時
 - ・運行範囲 ひばりヶ丘ステーション(金津雲雀ヶ丘寮)から40km以内の区域
 - ・運 行 先 病院、銀行、郵便局、市役所、ショッピングセンターなど
- ※車いす、リクライニング車いす対応可。
※利用には事前予約が必要です。

申請からサービス利用までの流れ

- ①まず金津雲雀ヶ丘寮までご相談ください。
- ②会員登録票の提出と会員登録料2,500円の納付を行い、利用契約を締結します。

利用料

下記費用を合算したものが利用料となります。

- ・基本料金
走行距離1kmにつき130円
※走行距離は、金津雲雀ヶ丘寮（出庫）→利用者宅→目的地→金津雲雀ヶ丘寮（入庫）までのルートで計算します。
- ・待機料金
30分まで300円（待機を希望される方のみ）

【お問い合わせ先】

あわら市社会福祉協議会 金津雲雀ヶ丘寮 電話73-0144



あわら市社会福祉協議会の事業

ボランティアセンター

ボランティアに関するさまざまな相談・情報提供を行い、活動している個人や団体の支援を行っています。

活動中の事故などを補償するためのボランティア活動保険の加入手続を行ったり、ボランティア養成講座などを開催したり、ボランティア活動が活発になるように努めています。

また、災害が発生した際にはボランティア活動を円滑に進めるための拠点として災害ボランティアセンターを設置します。

事業内容

①ボランティア活動の支援

ボランティアに関する相談や情報提供を行います。

ボランティア活動例 手話、点訳、音訳、古切手収集、絵本の読み聞かせ、給食サービスの調理、配達、お弁当のメッセージ作成
福祉施設利用者に向けた年賀状や暑中見舞いハガキの作成や傾聴、折り紙 など

②ボランティア保険の加入手続き

ボランティア活動中のケガや事故に対して補償する保険です。

金額は保険のプランや種類によって異なります。

③ボランティアの養成

ボランティア養成講座を行うほか、ボランティア団体が独自で行う講座を支援します。

【お問い合わせ先】

あわら市社会福祉協議会 地域支援係 電話 7 3 - 2 2 5 3

ボランティア「ふみの会」(年賀状作成)



あわらし社会福祉協議会の事業

心配ごと相談・無料法律相談

対象者

あわらし市民

内 容

■心配ごと相談

- ・ 普段の生活に関する心配ごとを相談できる「よろず相談窓口」です。
- ・ あわらし社会福祉協議会の担当職員が相談対応を行います。
- ・ 平日9時から17時まで、いきいきテラスいちひめ（市姫荘）で相談ができます。
- ・ 相談には予約が必要です。

■無料法律相談

- ・ 福井弁護士会から紹介された弁護士に、法律上の問題について相談ができます。
- ・ 相談は予約制で、1人20分間です。
- ・ 毎月1回、偶数月は月曜日、奇数月は水曜日に、それぞれ13時から16時まで、いきいきテラスいちひめ（市姫荘）と湯のまち公民館で交互に開催します。
- ・ 開催日程・会場は、「広報あわら」や社協だより「ひだまり」に掲載します。

利用方法

事前に予約が必要です。

下記お問い合わせ先まで、電話にてお申し込みください。

利用料

無料

【お問い合わせ先】

あわらし社会福祉協議会 生活支援係 電話73-2253



あわら市社会福祉協議会の事業

生活困窮者自立相談支援事業・家計改善支援事業

生活困窮者自立支援法に基づき、さまざまな理由により生活上の困りごとを抱えている方に寄り添い、一緒に考え、自立に向けた支援をします。

対象者

- ・生活に困窮している方
- ・なかなか定職に就けない方
- ・上手く家計のやりくりができない方 等

内 容

収入が不安定である、家計のやりくりができない、家族間の問題を抱えている、定職になかなか就けないなど、生活の様々な不安や困りごとを抱えている人に対して包括的・継続的・個別的に支援します。

また、家計状況を「家計計画表」等にまとめ、家計運営の視点から必要な情報提供や専門的な助言・提案を行い、家計改善に向けた支援を行います。

申請からサービス利用までの流れ

- ①市社会福祉協議会までご相談ください。
- ②支援員が個別に相談を受けて、どのような方法で改善できるか一緒に考えます。
- ③支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援をします。
- ④必要に応じて、家庭訪問や関係機関への同行支援をします。

【お問い合わせ先】

あわら市社会福祉協議会 生活支援係 電話 7 3 - 2 2 5 3

あわら市社会福祉協議会の事業

日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）

認知症、知的障がい、精神障がい等のため判断能力に不安がある方が、住み慣れた地域で自立して生活できるよう、福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理等の支援を行います。

対象者

認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な方が対象です。
※本人にこのサービスを利用する意思があり、契約の内容を理解できる方が利用できます。

サービス内容

契約に基づく支援計画に沿って、福祉サービス利用の申し込み、契約手続き、日常的なお金の出し入れ、預金通帳の預かり等の支援を行います。

■主な援助内容

- ・福祉サービスの利用援助
- ・苦情解決制度の援助
- ・住宅改造、居住家屋の賃借、日常生活上の消費契約及び住民票の届出等の行政手続きに関する援助
- ・預金の払い戻し、預金の預け入れ、預金の解約の手続き等
- ・利用者の日常生活費の管理（日常的な金銭管理）
- ・定期的な訪問による生活変化の察知

※身体的介護、介助は行いません。

申し込みからサービス利用までの流れ

- ①市社会福祉協議会までご相談ください。
- ②専門員が自宅や施設、病院などへご相談に伺います。
- ③お困りのことを一緒に考え、支援計画を作ります。
- ④利用者と福井県社会福祉協議会とあわら市社会福祉協議会との間で利用契約を結びます。
- ⑤支援計画に沿って生活支援員が訪問し、福祉サービスの利用手続きや預金の出し入れをサポートします。

自己負担額

契約前の相談や支援計画の作成などにかかる費用は無料ですが、契約後の利用は料金がかかります。

■ 1回1時間以内の訪問 1, 200円（1時間を超える場合は30分ごとに600円）

■ 金融機関の貸金庫を利用して書類等を預かる場合 500円／月

【お問い合わせ先】

あわら市社会福祉協議会 生活支援係 電話 73-2253



あわら市社会福祉協議会の事業

成年後見センター

成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害等によって判断能力が不十分な方について、本人の権利を守る援助者（成年後見人）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。

あわら市社会福祉協議会では法人が成年後見人等になり、親族等が個人で選任された場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行っています。

対象者

認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が低下した方が対象です。

事業内容

成年後見センターを運営しているあわら市社会福祉協議会が、家庭裁判所から「成年後見人」に選任され、本人の支援を行います。

■業務内容

- ・法人後見の受任
- ・成年後見制度に関する相談・支援
- ・成年後見制度の広報・啓発
- ・市民後見人・法人後見支援員の養成及び研修
- ・関係機関との連携

■運営体制

市社会福祉協議会に成年後見センターの事務局を設置し、事業を行っています。

また、弁護士、司法書士、社会福祉士、行政、民生委員・児童委員、県社会福祉協議会等の関係者で「法人後見運営委員会」を組織し、事業の透明性や公平性、専門性を図っています。

申請からサービス利用までの流れ

- ①市社会福祉協議会までご相談ください。
- ②法人後見運営委員会で申立について審査を行います。
- ③家庭裁判所へ書類を提出し、受理面談を行います。
- ④家庭裁判所より選任を受けます。
- ⑤支援を開始します。

自己負担額

相談は無料です。

申立てに必要な収入印紙代や登記手数料等は自己負担となります。（条件により費用の補助を受けられることがあります）

また、後見人への報酬は、家庭裁判所が本人の収入など支払い能力に応じて決定します。

【お問い合わせ先】

あわら市社会福祉協議会 生活支援係 電話 7 3 - 2 2 5 3

あわら市社会福祉協議会の事業

生活福祉資金貸付事業

所得の少ない世帯、障害者や介護を必要とする高齢者のいる世帯に対して資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的とした貸付制度です。

対象者

市内在住（居住地と住民票が同一）の低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯が対象です。

内 容

貸付には具体的な使用目的が必要で、資金の種類ごとに条件や基準等を満たす必要があります。詳細は市社会福祉協議会までお問い合わせください。

■資金の種類

- ・総合支援資金（生活支援費、住宅入居費、一時生活再建費）
 - ・福祉資金（福祉費、緊急小口資金）
 - ・教育支援資金（教育支援費、就学支援費）
 - ・不動産担保型生活資金（不動産担保型生活資金、要保護世帯向け不動産担保型生活資金）
- ※またこの他に、緊急に支援が必要な方に対し、当面の生活に必要な経費や医療費、食糧等の給付も条件に応じて行っています。

■貸付条件

- ・個人ではなく世帯に対して貸付します。申請者は世帯主（生計中心者）になります。
- ・民生委員の相談支援が必要となります。
- ・生活困窮者自立相談支援制度の利用が必要となる場合があります。
- ・他の貸付制度が優先されます。
- ・既に購入、注文済みや支払済みの経費は対象となりません。

■連帯保証人

原則として連帯保証人が必要となります。連帯保証人が立てられない場合でも申込みをすることができますが、利子が加算されます。また、本事業を利用している方は、連帯保証人になることはできません。

申請から利用までの流れ

- ①市社会福祉協議会または民生委員・児童委員にご相談ください。
- ②必要な申請書類等を提出後、福井県社会福祉協議会が貸付の審査、決定を行います。
- ③貸付決定となった場合は、福井県社会福祉協議会に借用書を提出後に貸付金を交付します。
- ④据置期間後、返済計画に基づき返済開始になります。
- ⑤返済完了後、借用書をお返しします。

【お問い合わせ先】

あわら市社会福祉協議会 生活支援係 電話 7 3 - 2 2 5 3

あわらし市社会福祉協議会の事業

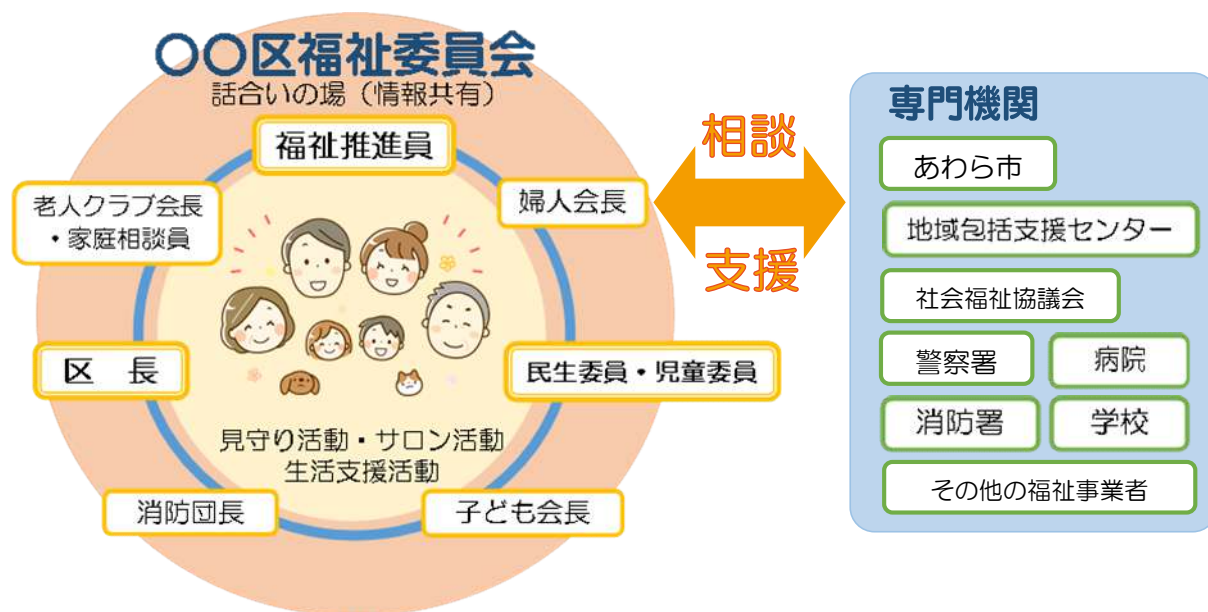
福祉委員会

市社会福祉協議会では、地域での福祉活動や、支援体制づくりの組織化、ネットワークづくりを支援しています。住民同士の連携を深める組織「福祉委員会」を設置・活動する行政区に対して、助成や活動支援を行っています。令和3年4月1日現在、市内129行政区中33行政区で福祉委員会が立ち上がっています。

事業内容

区長、民生委員・児童委員、福祉推進員を必ず入れた5人以上（40世帯以下の行政区は3人以上）で構成する福祉委員会を設置し、住民が主体となって活動を行います。サロンなどの居場所づくりや心配な方の見守り、福祉マップを活用した見守り活動、ゴミ出しなどの生活支援活動のほか、災害発生時の要援護者への支援体制づくり、図上避難訓練「見守り防災マップづくり」など、委員会ごとに独自の福祉活動を行っています。

福祉委員会活動の中で支援が必要なケースを発見した場合に専門機関への相談へとつなげる、逆に専門機関側から福祉委員会側へ見守りや支援を依頼するといった、地域と専門機関とが相互に協力し合うセーフティネットの一つになることをイメージしています。



あわらし市社会福祉協議会の事業

福祉委員会を立ち上げている行政区（令和4年10月1日現在、立ち上げ年度を記載）

温泉地区 2区／5区	
舟津温泉区	平成26年度～
西温泉区	平成26年度～
山方里方地区 2区／15区	
舟津区	平成29年度～
二面区	令和元年度～
本荘地区 1区／13区	
中番区	平成29年度～
新郷地区 2区／6区	
河水苑区	平成29年度～
中浜区	平成27年度～
北潟地区 2区／5区	
北潟東区	平成30年度～
富津区	平成30年度～
波松地区 2区／5区	
波松区	平成29年度～
番堂野区	平成28年度～

金津地区 7区／26区	
新区	平成26年度～
古区	平成25年度～
東区	平成26年度～
旭区	平成25年度～
中央区	平成27年度～
北稲越区	平成26年度～
桜ヶ丘区	平成25年度～
伊井地区 3区／9区	
伊井区	平成27年度～
菅野区	令和元年度～
池口区	令和元年度～
坪江地区 3区／17区	
北区	平成25年度～
熊坂区	平成25年度～
名泉郷区	平成26年度～
劔岳地区 2区／7区	
東山区	平成28年度～
後山区	平成28年度～
細呂木地区 5区／19区	
山室区	令和元年度～
高塚区	平成28年度～
山西方寺区	平成29年度～
柿原区	平成27年度～
指中区	令和4年度～
沢区	平成28年度～
吉崎地区 2区／2区	
吉崎1区	平成27年度～
吉崎2区	平成27年度～

※隣りあう区同士が共同で福祉委員会を立ち上げているところがあります。

※休止中の福祉委員会があります。



サロン活動（ミュージックケア）



生活支援活動（高齢者宅の草刈り）

あわら市社会福祉協議会の事業

助成額

福祉委員会活動を行う行政区等に対し、下記の助成事業を設けています。

①福祉委員会スタート事業

福祉委員会をこれから立ち上げる行政区が対象です。

活動内容や行政区の世帯数によって助成額がかわります。助成率は100%です。

世帯数	助成上限額		
	福祉委員会の 立ち上げ	見守り防災マップ	福祉委員会 ＋見守り防災マップ
～50戸	30,000円	10,000円	40,000円
51～100戸	35,000円	10,000円	45,000円
101～150戸	40,000円	10,000円	50,000円
151～200戸	45,000円	10,000円	55,000円
201戸～	50,000円	10,000円	60,000円

②福祉委員会活動強化事業

福祉委員会スタート事業を終了した行政区が対象です。

活動内容や行政区の世帯数によって助成額がかわります。助成率は100%です。

世帯数	助成上限額			
	①サロン	②見守り 防災マップ	③ごみ出し支援	①～③ すべて活動
～50戸	30,000円	10,000円	9,000円	49,000円
51～100戸	35,000円	10,000円	12,000円	57,000円
101～150戸	40,000円	10,000円	15,000円	65,000円
151～200戸	45,000円	10,000円	18,000円	73,000円
201戸～	50,000円	10,000円	21,000円	81,000円

③通所型介護予防（住民主体型）事業

サロン活動や生活支援活動を行う行政区や団体が対象です。

- ・サロン活動 開催回数×5,000円（上限120,000円）
- ・生活支援活動 100,000円（上限額）

※助成の条件や対象経費は事業によって異なります。

【お問い合わせ先】

あわら市社会福祉協議会 地域支援係 電話73-2253

あわらし社会福祉協議会の事業

福祉推進員

市社会福祉協議会では、各行政区で見守り活動を担う「福祉推進員」を区長から推薦を受け、委嘱しています。

役 割

福祉推進員は、誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らすことができるよう、見守りが必要な人や家庭の「困った」にいち早く気づき、民生委員・児童委員や市社会福祉協議会などの関係機関につなぐアンテナ役です。

また、区長や民生委員・児童委員と協働して、区の福祉問題に取り組む体制を作っていく役割も担っています。

活動内容

- ①日頃の見守り活動から福祉問題を早期に発見
- ②福祉問題を発見した場合は区長や民生委員・児童委員等の関係者と協力・連携
- ③区の福祉活動や社会福祉協議会の事業に参加・協力
- ④活動に関する講座や交流会への参加

【お問い合わせ先】

あわらし社会福祉協議会 地域支援係 電話 7 3 - 2 2 5 3



あわら市の老人クラブ

老人クラブとは

老人クラブは地域を基盤とする高齢者の自主組織です。仲間づくり、生きがい・健康づくりを通じて、「生活を豊かにする楽しい活動」や、知識や経験を生かして、地域の諸団体と共同し、「地域を豊かにする社会活動」に取り組んでいます。

また、老人クラブは、相互の連絡調整や協働した活動を実施するために、市区町村、都道府県・指定都市、全国の各段階に、それぞれ連合会を組織しています。

老人クラブの歴史

戦後荒廃した社会において、“老後の幸せは自らの手で開こう”とする先覚者たちが、老後に不安を感じている老友や、老後の問題に関心を寄せる人々に呼びかけ、全国各地で次々に老人クラブを結成していきました。



総会の様子



樹木消毒ボランティアの様子

あわら市の老人クラブ

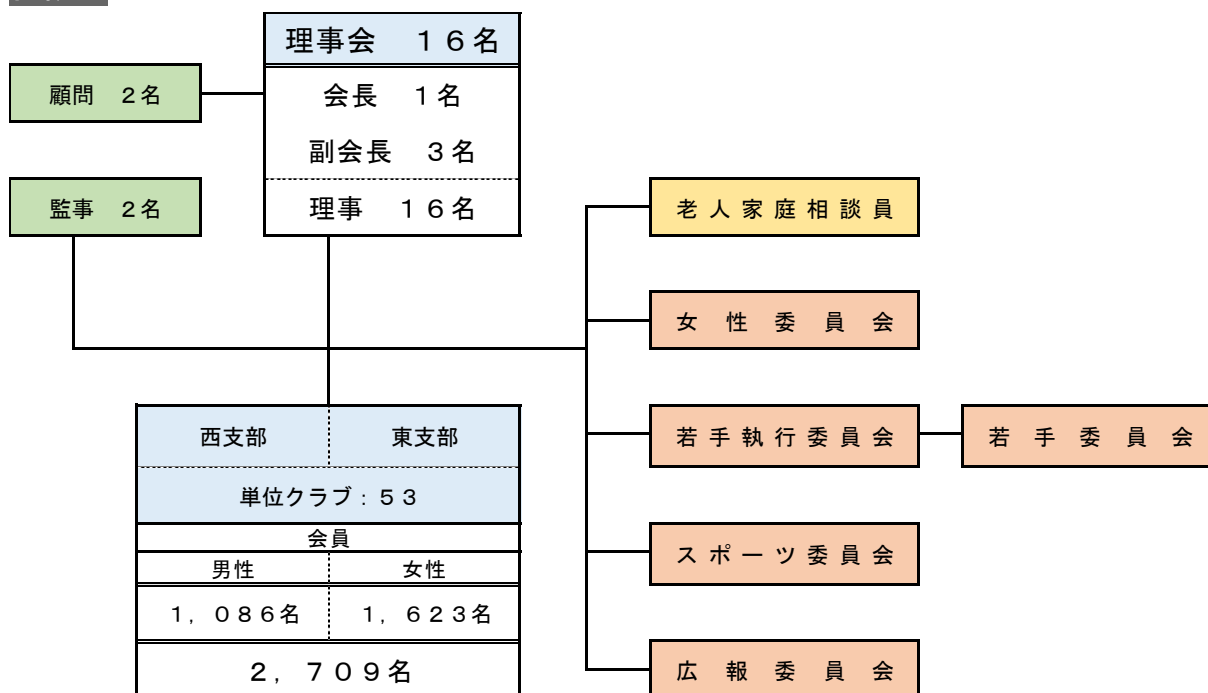
あわら市老人クラブ連合会の組織体制

あわら市老人クラブ連合会は、いくつかの行政区がまとまり運営されている 53 の単位老人クラブ(令和4年4月1日現在)で構成された組織です。旧町単位の組織として、西支部(旧芦原町)と東支部(旧金津町)があります。

あわら市老人クラブ連合会は、全ての単位老人クラブ会長が集まる総会をはじめ、理事会、監事会、スポーツ委員会、若手委員会、女性委員会などにより運営され、事務局は市社会福祉協議会が担当しています。

単位老人クラブには、福井県知事から委嘱を受け、見守り活動を行う「老人家庭相談員」が1名設置されています。

組織図



(令和4年4月1日現在)

会員

- おむね 60 歳以上の方を対象としています。
- 会員数は 2,709 名です。(令和4年4月1日現在)

入会

- お住まいの地域の単位老人クラブに加入できます。
- 加入方法は単位老人クラブによって異なりますので、単位老人クラブの役員やあわら市老人クラブ連合会事務局へお問い合わせください。

あわら市の老人クラブ

西支部(旧芦原地区)の単位老人クラブ

単位老人クラブ名	行政区
舟津温泉寿会	舟津温泉
二面温泉第1 いきいき寿会	二面温泉
二面温泉第2 いきいき寿会	
田中温泉寿会	田中温泉
東温泉清寿会	東温泉
西温泉長寿会	西温泉
舟津寿会	舟津
二面福寿会	二面
国影松寿会	国影、新成
里方第1寿会	番田
里方第2寿会	田中々、堀江十楽

単位老人クラブ名	行政区
中番長寿会	中番
下番・玉木 シニアクラブ	下番、玉木
新郷第1老人会	河間、河水苑、 北本堂、角屋
新郷第2老人会	宮前公文、中浜
北潟東第1福寿会	北潟東、富津
北潟東第2福寿会	
北潟東第3福寿会	
北潟西第1福寿会	北潟西、赤尾
北潟西第2福寿会	
浜坂老人会	浜坂
波松第1南老人会	波松
波松第2北老人会	
4区福寿会	城、城新田、 番堂野、十三

※老人クラブがない行政区にお住まいの方で、加入をご検討の方は、事務局(あわら市社会福祉協議会 73-2253)までお問い合わせください。

あわら市の老人クラブ

東支部(旧金津地区)の単位老人クラブ

単位老人クラブ名	行政区
金津第 1 老人クラブ	新
金津第 2 "	東、北稲越
金津第 3 "	六日
金津第 5 "	古
金津第 7 "	上八日、八日、 下八日
金津第 8 "	十日、脇出、春日、 中央
金津第 9 "	天王、水口
金津第 10 "	旭、新富
金津第 11 "	高塚
金津第 12 "	山室
金津第 13 "	稲荷山、若葉台、 新みどり区
伊井第 1 "	伊井、南稲越、 河原井出、池口
伊井第 3 "	古屋石塚、桑原
伊井第 4 "	菅野

単位老人クラブ名	行政区
坪江第 1 老人クラブ	東田中、瓜生、 南疋田、北疋田、 次郎丸
坪江第 2 "	中川
坪江第 3 "	御簾尾、北野、北、 前谷、上野
坪江第 5 "	熊坂、下金屋
坪江第 6 "	畝市野々、牛ノ谷
坪江第 7 "	名泉郷
劔岳南部 "	東山、後山
劔岳北部 "	清滝、鎌谷、櫛、 権世、権世市野々
細呂木第 1 "	細呂木、橋屋
細呂木第 3 "	指中、沢
細呂木第 4 "	滝、細呂木駅前
細呂木第 5 "	青ノ木、宮谷
細呂木第 6 "	山西方寺、柿原、 嫁威
細呂木第 7 "	山十楽、日の出、 清王
吉 崎 つくしの会	吉崎 1 区、吉崎 2 区

※老人クラブがない行政区にお住まいの方で、加入をご検討の方は、
事務局(あわら市社会福祉協議会 7 3 - 2 2 5 3)までお問い合わせください。

あわら市の老人クラブ

あわら市老人クラブ連合会の活動（事業）

あわら市老人クラブ連合会は、所属する単位老人クラブ全体の活動として、様々な事業を行っています。

主な活動

①スポーツ振興事業

- ・スポーツ大会をはじめ、公式ワナゲやグラウンド・ゴルフ等の大会を開催しています。
- ・公式ワナゲやグラウンド・ゴルフ等のニュースポーツに取り組む単位老人クラブに対して助成をしています。

スポーツ大会



公式ワナゲ大会



②研修会・講座

- ・指導者研修会や女性委員会研修会、若手委員会研修会、老人家庭相談員研修会などのクラブ会長や委員ごとの研修会を開催しています。
- ・その他にも健康増進や生きがいづくりを目的とした講座などを実施しています。

老人家庭相談員研修会



女性委員会お楽しみ交流会



あわら市の老人クラブ

③趣味クラブ活動

いきいきテラスいちひめ(市姫荘)や湯のまち公民館などで、カラオケや民踊、囲碁、ゲートボールなど、8つの趣味クラブが活動を行っています。



囲碁クラブ



民踊クラブ

団 体 名	回 数	活 動 場 所
芦原グラウンド・ゴルフ協会	毎 週 月・木曜日	国影グラウンド
あわら市囲碁愛好会	毎 週 月～金曜日	湯のまち公民館
	毎 週 木曜日	市姫荘
芦原水仙カラオケクラブ	夏季：毎 週 土曜日 冬季：毎 週 月曜日	湯のまち公民館
金津老人会カラオケ倶楽部	毎 月 第1・3月曜日	市姫荘
民踊クラブ水仙会	毎 月 第1・3月曜日	市姫荘
西部民踊クラブ	毎 月 第1・3火曜日	湯のまち公民館
あわら市ゲートボール協会	毎 月 1～2回	トリムパークかなづ
筆ペンクラブ	毎 月 第2・4月曜日	湯のまち公民館

④友愛活動

老人家庭相談員による一人暮らしや療養中の会員の見守り活動を行っています。また、年末には在宅で療養している会員とその家族へ慰問品を配付しています。

⑤その他の活動

いきいきテラスいちひめ(市姫荘)や芦原小学校の樹木消毒、いきいきテラスいちひめの大掃除等の奉仕活動を行っています。

【お問い合わせ先】

あわら市老人クラブ連合会事務局 (あわら市社会福祉協議会内) 電話 7 3 - 2 2 5 3

あわら市の老人クラブ

仲間(会員)募集！



老人クラブでは、お話ししたり一緒に活動する仲間(会員)を募集しています。

あわら市にお住まいで、おおむね**60歳以上**の方が入会できます。

興味のある方や入会を希望される方は、お住まいの地域(区)の老人クラブ会長、または事務局へお問合せください。

会員になると、いいことがいっぱい！

①地域に新しい仲間ができる！

さまざまな活動に参加し、出会いや交流が生まれます。

②健康の保持・増進になる！

趣味・スポーツ活動、研修会を通して健康増進につながります。

③知識や経験を生かし、新しい能力の発揮ができる！

知識や経験を生かす機会が増え、新しい能力を発見・発揮し、自己実現につながります。

④社会活動への参画と貢献ができる！

ボランティア活動等によってまちづくり、福祉活動に貢献できます。

⑤心の安らぎ、充実感が得られる！

仲間とのコミュニケーションによる孤独感の解消、老人クラブ活動の実践による達成感や満足感が得られます。

のばそう！健康寿命 担おう！地域づくりを

あわら市老人クラブ連合会

一緒に活動
しませんか

あわら市シルバー人材センター

シルバー人材センターとは

- ◎ シルバー人材センターは、高齢者に働く機会を提供し、高齢者の生きがいの充実や生活の安定、地域社会の発展や現役世代の下支えなどを推進することを目指しています。
- ◎ シルバー人材センターは、企業、家庭、官公庁などから業務を受注し、高齢者に働く場を提供しています。
- ◎ シルバー人材センターは、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき、県知事の許可により設立された公益的な団体です。

仕事を依頼したい

- 1 お申し込みは、お電話・センター窓口・ホームページで承っています。
初めてのご利用の時に、お客様の情報を登録します。
申 込 先 電話 97-6088
受付時間 8時30分から17時15分まで（土・日曜日、祝日、年末年始を除く）
ホームページ <http://www.sjc.ne.jp/awara/>
- 2 お仕事の内容、条件等をお伝えください（日程、期間、時間帯等）。
仕事の内容により現場確認をさせていただきます（危険な作業ではないか、請負・委任契約か派遣契約か等）。必要な場合は、概算見積りをします（無料）。
■利用料金■
【家事支援の場合】1時間当たり 1,045円（令和4年度単価）
延長料金は15分毎に追加料金がかかります（1時間料金×0.25時間 261円加算・円未満四捨五入）。交通費（車代）は、買い物等の依頼内容によって100円が加算されます。
※仕事の内容により、料金が違いますので、お問い合わせください。
※最低賃金の改定により、利用料金の変更があります。
- 3 ご依頼の内容、条件で作業できる会員を探します。
会員が見つかりましたら、お客様とセンターで契約を締結し、作業日程等の連絡をいたします。
- 4 会員が依頼された内容を遂行します。
依頼作業完了後、会員が持参する履行確認書に作業完了確認のサイン、または押印をしてください。

あわら市シルバー人材センター

5 作業完了後、履行確認書に基づき、請求書を送付いたします。

お支払いは、記載されている期限までに、事務所窓口にご持参いただくか、請求書に添付しています振込用紙にてお近くの金融機関でお振込み下さい。

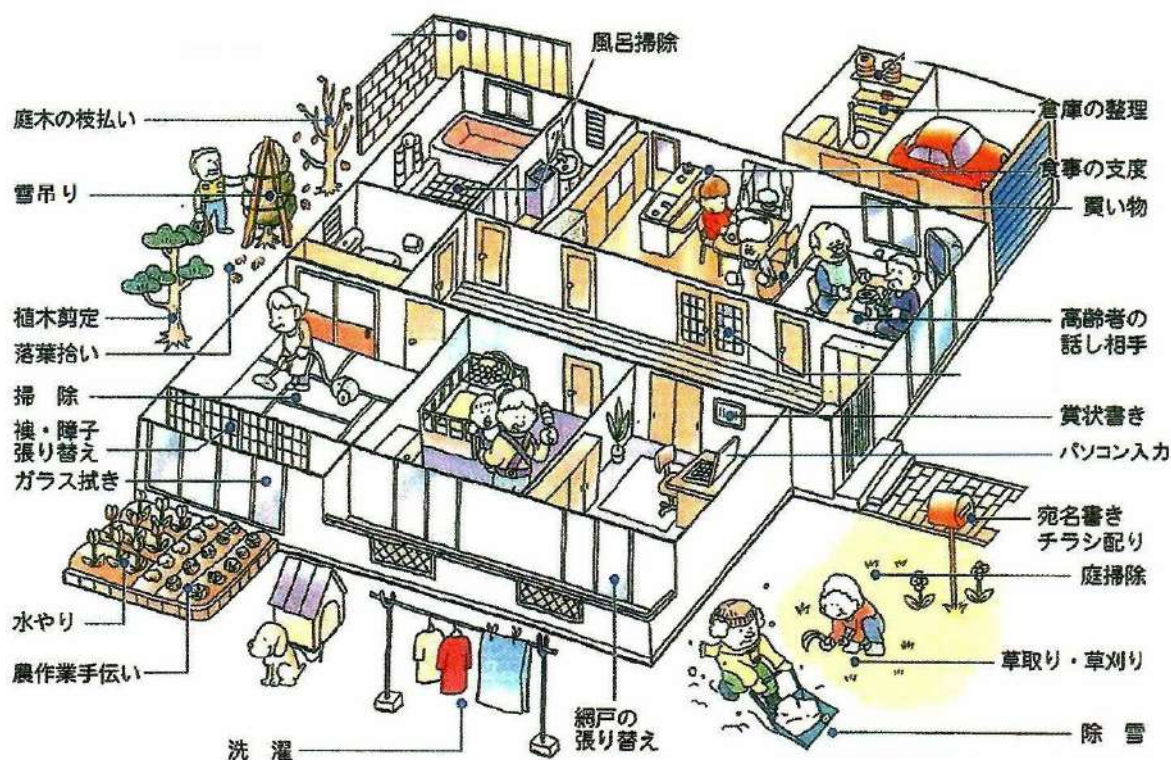
※振込手数料は、お客様のご負担となりますのでご了承下さい。

※原則月末締め、翌月 10 日支払い。

※請求金額が 50,000 円以下の場合は、コンビニエンスストアにてお支払いができるハガキサイズの請求書が届きます。別途振込手数料 171 円がかかります。

※状況に応じて、集金させていただくことも可能ですのでご相談ください。

依頼内容例



【お問い合わせ先】

公益社団法人あわら市シルバー人材センター

住所 あわら市国影 13-13 あわら市複合福祉施設 2 階

電話 97-6088

FAX 97-6355

メールアドレス awara@sjc.ne.jp